

第十六条

第四十二条第二項

第六十六条第一項において準用する
第六十四条第二項

第六十六条第一項において読み替え て準用する法第三十三条第一項
第六十六条第一項において読み替え て準用する法第三十三条第一項

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第三百九十二号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 内閣官房関係（第一条）
第二章 内閣府関係（第二条—第四条）
第三章 総務省関係（第五条—第十八条）
第四章 法務省関係（第十九条—第三十条）
第五章 外務省関係（第三十一条）
第六章 財務省関係（第三十二条—第三十六条）
第七章 文部科学省関係（第三十七条）
第八章 厚生労働省関係（第三十八条—第五十条）
第九章 農林水産省関係（第五十五条—第六十一条）
第十章 経済産業省関係（第六十二条—第六十六条）
第十一章 国土交通省関係（第六十七条—第八十四条）
第十二章 防衛省関係（第八十五条）

附則

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第一条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務省の項中「電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局」を「電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局」に改める。

（再々審査請求への行政不服審査法施行令の規定の準用）

第一百七十四条の二十五の二 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第十九条の規定を準用する。

第二章 内閣府関係

（公認会計士法施行令等の一部改正）

第二次 次に掲げる政令の規定中「八十日」を「百十日」に改める。

第一条 公認会計士法施行令（昭和四十年政令第三百四十三号）第二十七条第六項
第二条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十四第六項
第三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第六条第六項
第四 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の四第六項、第二十六条第六項、第三十三条第六項、第三十八条の六第六項及び第四十三条第六項
第五 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十二条第六項
第六 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第十二条第六項及び第十九条第六項

（公文書管理委員会令の一部改正）
第三条 公文書管理委員会令（平成二十二年政令第一百六十六号）の一部を次のよう改正する。
第五条第二項中「第二十一条第二項」を「第二十二条第四項」に改める。
（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）
第四条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のよう改正する。

（第二十二条の見出し中「総覽」の下に「及び意見書の内容の審査」を加え、同条に次の二項を加える。）
2 第二十二条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十二条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聽取について準用する。

法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一

条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聽取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国家戦略特別区域会議」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第二十六条の見出し中「総覽」の下に「及び意見書の内容の審査」を加え、同条中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第二十二条第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十二条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聽取について準用する。

第三章 総務省関係

（恩給給与規則の一部改正）

第五条 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「処分」の下に「又ハ其ノ不作為」を加え、「異議申立又ハ」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第八章 大都市等に関する特例」を「第八章 大都市等に関する特例」の特例に改める。

第二編第七章に次の二節を加える。

第三節 条例による事務処理の特例

（再々審査請求への行政不服審査法施行令の規定の準用）